

平成28年12月12日

第7回倉吉市議会定例会議案

倉吉市

平成28年12月第7回 倉吉市議会定例会会期

12月12日（月曜日）	本 会 議
12月13日（火曜日）	本 会 議
12月14日（水曜日）	本 会 議
12月15日（木曜日）	本 会 議
12月16日（金曜日）	予 備 日
12月17日（土曜日）	休 会
12月18日（日曜日）	休 会
12月19日（月曜日）	本 会 議
12月20日（火曜日）	委 員 会
12月21日（水曜日）	本 会 議

報 告

平成28年12月第7回倉吉市議会定例会に、地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため出席を求めた者は、次のとおりである。

平成28年12月12日

倉吉市議会議長 高 田 周 儀

記

市 長	石 田 耕太郎	水 道 局 長	池 田 弘 之
副 市 長	山 崎 昌 徳	監査委員事務局 長兼選挙管理委 員会事務局長	和 泉 博 伸
教 育 長	福 井 伸一郎	農 業 委 員 会 事 務 局 長	藤 原 勝 則
総 務 部 長	矢 吹 房 生	教 育 委 員 会 事 務 局 長	向 井 正
企画振興部長	岩 本 善 文	総務部総務課長	向 井 一 博
福祉保健部長	涌 嶋 祐 二		
産業環境部長	田 中 規 靖		
建 設 部 長	石 賀 祐 二		

目 次

報告第 16号	議会の委任による専決処分について（倉吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について）	1	
報告第 17号	議会の委任による専決処分について（損害賠償の額の決定について）	4	
議案第 95号	平成28年度倉吉市一般会計補正予算（第7号）		別冊
議案第 96号	平成28年度倉吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）		
議案第 97号	平成28年度倉吉市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）		
議案第 98号	平成28年度倉吉市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）		
議案第 99号	平成28年度倉吉市下水道事業特別会計補正予算（第4号）		
議案第100号	平成28年度倉吉市水道事業会計補正予算（第1号）		別冊
議案第101号	倉吉市農業委員会の委員及び倉吉市農地利用最適化推進委員定数条例の制定について	6	
議案第102号	倉吉市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正について	9	
議案第103号	倉吉市職員退職手当支給条例の一部改正について	11	
議案第104号	倉吉市まちかどステーション等の指定管理者の指定について	15	
陳情第 19号	消費者行政の拡充及び法制度の整備等を求める意見書提出について	陳1	
陳情第 20号	鳥取県中部地震について	陳4	
陳情第 21号	農業者等を守る立場に立った農業・農村政策の確立を求める意見書提出について	陳7	

報告第16号

議会の委任による専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同法同条第2項の規定により、これを本市議会に報告する。

平成28年12月12日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

専決第21号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、倉吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、次のとおり専決処分する。

平成28年11月25日

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

倉吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年倉吉市条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第10号に掲げる特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 法第19条第10号に掲げる特定個人情報の提供は、次の表の第1欄に掲げる市の照会機関（法令の規定により同表の第2欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。）が、同表の第3欄に掲げる市の提供機関（法令の規定により同表の第4欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。）に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる提供機関が当該特定個人情報を提供するものとする。</p> <p>略</p> <p>2 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第9号に掲げる特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 法第19条第9号に掲げる特定個人情報の提供は、次の表の第1欄に掲げる市の照会機関（法令の規定により同表の第2欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。）が、同表の第3欄に掲げる市の提供機関（法令の規定により同表の第4欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。）に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる提供機関が当該特定個人情報を提供するものとする。</p> <p>略</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律(平成27年法律第65号)附則第1条第5号の規定の施行の日から施行する。

報告第17号

議会の委任による専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同法同条第2項の規定により、これを本市議会に報告する。

平成28年12月12日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

専決第22号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

平成28年11月25日

倉吉市長 石田 耕太郎

- 1 損害賠償額 38,367円
- 2 相手方 倉吉市 個人
- 3 事故の概要
 - (1) 事故発生年月日 平成28年11月3日
 - (2) 事故発生場所 倉吉市下余戸 市道大原山根線
 - (3) 事故状況 相手方車両が市道を走行中、平成28年10月21日の鳥取県中部を震源とする地震により陥没した道路の舗装段差により車底が損傷し、相手方の車両に損害を与えた。
- 4 事故処理方法 示談による処理

議案第101号

倉吉市農業委員会の委員及び倉吉市農地利用最適化推進委員定数条例の制定について

次のとおり倉吉市農業委員会の委員及び倉吉市農地利用最適化推進委員定数条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成28年12月12日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市農業委員会の委員及び倉吉市農地利用最適化推進委員定数条例

(趣旨)

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、倉吉市農業委員会の委員及び倉吉市農地利用最適化推進委員の定数を定めるものとする。

(農業委員会の委員の定数)

第2条 倉吉市農業委員会の委員の定数は、19人とする。

(農地利用最適化推進委員の定数)

第3条 倉吉市農地利用最適化推進委員の定数は、9人とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日に在任する倉吉市農業委員会の委員の任期満了の日（倉吉市農業委員会の選挙による委員の全員が全てなくなったときは、そのなくなった日）の翌日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(倉吉市農業委員会の選挙による委員の定数条例及び倉吉市農業委員会委員の選挙区及びその選挙区において選挙すべき委員の定数を定める条例の廃止)

3 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 倉吉市農業委員会の選挙による委員の定数条例(昭和32年倉吉市条例第15号)

(2) 倉吉市農業委員会委員の選挙区及びその選挙区において選挙すべき委員の定数を定める条例(昭和32年倉吉市条例第16号)

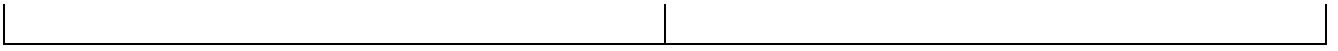
(特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

4 特別職の職員の給与等に関する条例(昭和28年倉吉市条例第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後					改正前				
別表（第2条—第4条関係）					別表（第2条—第4条関係）				
職名		給与の 名称	給与の額		職名		給与の名 称	給与の額	
略					略				
農業委員会 の委員	会長	〃	〃	57,000	農業委員会 の委員	会長	〃	〃	57,000
	会長の職務を代 理する者	〃	〃	33,000		会長の職務を代 理する者	〃	〃	31,500
	委員	〃	〃	30,000		委員	〃	〃	29,000
農地利用最適化推進委員		〃	〃	30,000					
略					略				



議案第102号

倉吉市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正について

次のとおり倉吉市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成28年12月12日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例

倉吉市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成27年倉吉市条例第3号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条を除く。）に改める。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の6第1項から第3項まで及び第6項から第8項まで並びに同条第11項において準用する法第26条の5第6項の規定に基づき、職員の配偶者同行休業（法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(配偶者同行休業の承認の申請)</p> <p>第5条 配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該職員の配偶者（法第26条の6第1項に規定する配偶者をいう。<u>第6条の2、第7条第1号及び第8条第1項第1号から第3号までにおいて同じ。</u>）が当該期間中に外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(配偶者同行休業の期間の延長)</p> <p>第6条 略</p> <p><u>(配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)</u></p> <p><u>第6条の2 法第26条の6第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者の第4条第1号の外国での勤務が同日後も引き続くこととなり、及びその引き続くことが当該延長の請求時には確定していなかったことその他任命権者がこれに準ずると認める事情とする。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の6第1項、第2項及び第6項から第8項まで並びに同条第11項において準用する法第26条の5第6項の規定に基づき、職員の配偶者同行休業（法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(配偶者同行休業の承認の申請)</p> <p>第5条 配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該職員の配偶者（法第26条の6第1項に規定する配偶者をいう。<u>以下同じ。</u>）が当該期間中に外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(配偶者同行休業の期間の延長)</p> <p>第6条 略</p>

附 則

この条例は、平成29年1月1日から施行する。

議案第103号

倉吉市職員退職手当支給条例の一部改正について

次のとおり倉吉市職員退職手当支給条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成28年12月12日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

倉吉市職員退職手当支給条例（昭和29年倉吉市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第10条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 勤続期間6月以上で退職した職員（第7項の規定に該当する者を除く。）であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) その者を雇用保険法第37条の3第2項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間（第2項に規定する基準勤続期間をいう。以下この条において同じ。）を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第37条の4第3項の規定による期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額</p> <p>6 勤続期間6月以上で退職した職員（第8項の規定に該当する者を除く。）であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給</p>	<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第10条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 勤続期間6月以上で退職した職員（第7項の規定に該当する者を除く。）であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と、<u>その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢継続被保険者に該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) その者を雇用保険法第37条の3第2項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間（第2項に規定する基準勤続期間をいう。以下この条において同じ。）を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第37条の4第3項前段の規定による期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額</p> <p>6 勤続期間6月以上で退職した職員（第8項の規定に該当する者を除く。）であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と、<u>その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢継続被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年</u></p>

<p>の条件に従い支給する。</p> <p>7～10 略</p> <p>11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は<u>求職活動支援費</u>の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>求職活動に伴い雇用保険法第59条第1項各号のいずれかに該当する行為をする者 同条第2項に規定する求職活動支援費に相当する金額</u></p> <p>12～14 略</p> <p>15 第11項の規定は、<u>第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第5項又は第6項の規定により退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。）</u>及び第7項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（<u>第7項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して6箇月を経過していないものを含む。）</u>について準用する。この場合において、第11項中「次の各号」とあるのは、「第4号から第6号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。</p> <p>16及び17 略</p>	<p>年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。</p> <p>7～10 略</p> <p>11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は<u>広域求職活動費</u>の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をする者 雇用保険法第59条第2項に規定する広域求職活動費の額に相当する金額</u></p> <p>12～14 略</p> <p>15 第11項の規定は、第7項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（<u>これらの規定による退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して6箇月を経過していないものを含む。）</u>について準用する。この場合において、第11項中「次の各号」とあるのは、「第4号から第6号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。</p> <p>16及び17 略</p>
---	---

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 退職職員（退職した倉吉市職員退職手当支給条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であって、退職職員が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）第2条の規定による改正前の雇用保険法第6条第1号に掲げる者に該当するものにつき、この条例による改正後の倉吉市職員退職手当支給条例（以下「新条例」という。）第10条第5項又は第6項の勤続期間を計算する場合における倉吉市職員退職手当支給条例第7条の規定の適用については、同条第1項中「在職期間」とあるのは「在職期間（雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）の施行の日（以下この項及び次項において「雇用保険法改正法施行日」という。）前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日以後の職員としての引き続いた在職期間）」と、同条第2項中「月数」とあるのは「月数（雇用保険法改正法施行日前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日の属する月から退

職した日の属する月までの月数（退職した日が雇用保険法改正法施行日前である場合にあっては、零））」とする。

- 3 新条例第10条第11項（第6号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員であって求職活動に伴いこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同号に規定する行為（当該行為に関し、この条例による改正前の倉吉市職員退職手当支給条例（以下この項及び第5項において「旧条例」という。）第10条第11項第6号に掲げる広域求職活動費に相当する退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。）をしたもの（施行日前1年以内に旧条例第10条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者であって施行日以後に新条例第10条第5項から第8項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となっていないものを除く。）について適用し、退職職員であって施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。
- 4 新条例第10条第15項において準用する同条第11項（第4号に係る部分に限る。）の規定は、退職職員であって施行日以後に職業に就いたものについて適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いたものに対する倉吉市職員退職手当支給条例第10条第11項第4号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。
- 5 施行日前に旧条例第10条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者（施行日以後に新条例第10条第5項から第8項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者を除く。）に対する倉吉市職員退職手当支給条例第10条第11項第5号に掲げる移転費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

議案第104号

倉吉市まちかどステーション等の指定管理者の指定について

次のとおり倉吉市まちかどステーション等の指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成28年12月12日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

1 管理を行わせる施設の名称及び位置

名称	位置
まちかどステーション	倉吉市大正町1067番地29
倉吉線鉄道記念館	倉吉市明治町1012番地7
公園駐車場	倉吉市大正町1067番地29ほか

2 指定管理者

鳥取県倉吉市福庭町1丁目288番地

株式会社エバークリーン

代表取締役 藤井 武親

3 指定の期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

陳情第 19 号

消費者行政の拡充及び法制度の整備等を求める意見書提出について

- 1 提出者 足羽 佑太
- 2 受理年月日 平成28年10月 3日

別紙のとおり陳情書の提出があった。

平成28年12月12日

倉吉市議会議長 高田 周 儀

平成28年10月3日

倉吉市議会議員 様

陳情人：倉吉市新田129
足羽 佑太

消費者行政の拡充及び法制度の整備等を求める意見書の提出等について（陳情）

このことについて、下記のとおり陳情します。

記

第一 陳情の趣旨

主位的陳情事項として、昨今、対企業で多発する食品偽装や消費者トラブルに関連し、倉吉市において、消費者相談窓口及び消費者行政の機能拡充・強化をなされる事をお願いしたい。また、政府及び国会に対し、以下の事項を求める意見書の提出をお願いしたく、本件陳情に及んだものです。

- (イ) 消費者相談が地方自治体の消費者相談窓口において迅速かつ適切にあっせん処理ができるよう、消費生活センターの業務内容・権限を明確にし、消費生活専門相談員の研修機会の向上やそれに対する予算面の手当て等で、日々めまぐるしく変わる消費者問題に対処できる体制を構築すること。
- (ロ) 被害相談情報の集約体制（PIO-NET）を強化し国と地方のネットワークを強化すること。
- (ハ) 地方消費者行政の体制・人員・予算を拡充・強化するための財政措置をとること。
- (ニ) 現状「相談」「斡旋」にとどまっている消費生活専門相談員及び自治体の権能強化のための法整備を検討する事。

第二 陳情の原因

(1) 消費者被害の多発と消費者の不安

近年、食品の安全・表示の適正を揺るがす食品偽装表示事件が多発している。その他にも、いわゆるグレーゾーン金利による過払い利息問題、多重債務被害、投資詐欺、架空請求・振り込み詐欺など、消費者被害が相次いでいる。

全国消費生活センターに寄せられる苦情相談件数は、1995（平成7）年が274,076件であったものが、98（平成10）年度には415,347件、2002（平成14）年度には873,663件、06（平成18）年度には1,097,117件と大幅に増大している。2014年度の相談件数は、約95.5万件で、ほぼ横ばい推移も、依然として高値にある。

こうした消費者被害の増大は、健全な市場経済の発展に悪影響を及ぼすものである。

(2) 国の消費者行政推進と地方消費者行政の位置づけ

(イ) 消費者行政推進会議の提言

政府は、消費者庁の設置に先立って、消費者・生活者重視への政策転換、消費者行政の一元化・強化の方針を打ち出し、「消費者行政推進会議」を設置し、「消費者行政推進会議取りまとめ」を発表した。

この取りまとめは、「地域の現場で消費者、国民本位の行政が行われることにつながるような制度設計をしていく必要がある。このため、新組織（消費者庁）の創設と併せて、地方の消費者行政の強化を図ることが必要である。」と、地方消費者行政の重要性を明示している。自民党消費者問題調査会の提言も、「地方消費者行政の充実」「相談窓口の一元化」を重要課題として位置づけている。

(ロ) 地方消費者行政の予算面の現状

地方の消費者行政の状況をみると、予算は削減され、総じて弱体化している。そのしわ寄せとして、消費生活専門相談員の人員削減・非正規化、知識不足など、日々めまぐるしく変わる消費者問題に対処するには、必ずしも十分な状況とはいえない。消費者安全法で、都道府県等に消費生活センターの設置義務が規定されたが、地方の消費者行政を充実させるためには、消費生活センターを一元的な消費者相談窓口と位置づけ、これに対し、国は相当の財源確保に努める必要がある。一方、地域ごとの消費者行政は自治事務であり、地方自治体自らも、消費者行政部門に予算、人員の重点配分をする努力も不可欠である。

※ご参考

http://www.cao.go.jp/consumer/doc/100728_shiryoku2-3.pdf

(ハ) 消費者基本法の規定内容

地方自治体は、消費者から寄せられる苦情相談を専門的知見に基づき迅速かつ適切にあっせん処理することが求められ（消費者基本法（昭和43年5月30日法律第78号）19条1項）、また、国及び都道府県は、消費生活相談員の人材の確保及び専門性の向上に努めることが求められている（法19条2項）。ところが、近年、消費者トラブルが増大しているにもかかわらず、地方消費者行政の予算・人員が大幅に削減され、消費者相談は専門的な法的知見が必要であるにもかかわらず、その職務を非正規職員に担わせたりNPOに委託するなど、地方消費者行政の機能不全が深刻となっている。例えば、消費者相談窓口は、消費生活相談員の配置人員の不足や、専門的研修の不足などの問題が生じている。

人員や予算面などの制約から、自身の相談窓口を持たない自治体すら存在し、倉吉市では、広域連合や県と共同設置する中部消費生活相談室に業務を委託している実態もある。

(二) 消費者行政が後退した背景

地方消費者行政の人員予算がこれほどまでに縮小・後退した背景には、消費者行政分野では、地方自治体にすべてを任せるだけで消費生活センターの事業内容や職員の確保に関する法制度の手当ても、それに必要な財政措置もほとんどなされて来なかったことがあり、具体的検討を開始すべきである。

第三 結論

地方消費者行政を抜本的に拡充し真に機能する体制を実現するため、政府及び国会に対し、以下の事項を要望する意見書の提出を賜りたい。

- (イ) 消費者相談が地方自治体の消費者相談窓口において迅速かつ適切にあっせん処理ができるよう、消費生活センターの業務内容・権限を明確にし、消費生活専門相談員の研修機会の向上やそれに対する予算面の手当て等で、日々めまぐるしく変わる消費者問題に対処できる体制を構築すること。
- (ロ) 被害相談情報の集約体制（PIO-NET）を強化し国と地方のネットワークを強化すること。
- (ハ) 地方消費者行政の体制・人員・予算を拡充・強化するための財政措置をとること。
- (ニ) 現状「斡旋」にとどまっている消費生活専門相談員及び自治体の権能強化のための法整備を検討する事。

また、倉吉市においても、消費生活相談専門員の研修機会を充実させて知識向上につとめ、また、副位的陳情事項として、相談者が安心して相談できるように、相談体制の強化・向上をなす事を要望する。

陳情第 20 号

鳥取県中部地震について

- 1 提出者 足羽 佑太
- 2 受理年月日 平成28年10月25日

別紙のとおり陳情書の提出があった。


平成28年12月12日

倉吉市議会議長 高田 周儀

倉吉市議会 議長様

平成28年10月25日

新田129番地

足羽 佑太 

鳥取県中部地震について (陳情)

まず、このたびの地震で被害を受けた倉吉市・鳥取県内のみなさまに心よりお見舞い申し上げます。震度6弱という大地震の発災直後より、被災者支援のため避難所運営や窓口業務に当たっていらっしゃる役場職員、皆様には、その労苦を労うとともに心からお礼申し上げます。私も近くの上北条小学校で運営を見てきましたが、教育委員会所属の職員の方や保育士の方、所属関係なくよく動かれていたと思います。このたびの地震では、発災直後より県は災害対策本部を置き、他県と連携しながらヘリで見回りをするなど、対応はとてもしっかりしたと思います。県はこのたび、これまで対象とならなかった住宅の一部損壊に対する支援も決め、これも評価しています。

一方、倉吉市において、市民の方が求めるニーズが足りなかったり、とくに初日に避難所が寒かったこと(毛布などの不足)や、倉吉市の災害対策本部の設置が遅れて中部総合事務所を借りる形になったこと、避難所におけるパーティションの未設置(プライバシー)などの課題もありました。小学校の給食がパンと牛乳だけという現実にも心を痛めました。私は熊本の被災地を見てきました。もし、今より強い地震が来たら、これまでの対策では不十分な部分が多々あると感じており、これまでの対策の再検討と強化を求めるものです。

ついでに、次のとおり陳情します。

- 一、地震発生の場合に備え、指令拠点が使えなくなる場合の代替策を検討すること。
 - 一、倉吉市においても、県と並んで、半壊や一部損壊の場合における支援・財政措置を検討し、国に対しても必要な予算措置を定めること。
 - 一、避難所への事前の毛布やブルーシートなどの配備を検討すること。
 - 一、避難所におけるパーティションの確保や冷暖房など避難者が安心して生活できるようにすること。
 - 一、給食センターが壊れた場合に一般の小売サプライチェーン（スーパーやコンビニなど）の活用をし、子どもたちに満足な量の食事を提供すること。
 - 一、県や関係機関と連携し、今後の復旧に向けて、情報共有につとめること。
 - 一、ボランティアにおけるニーズとサプライサイドのミスマッチ（つまり上にブルーシートをばねるトが少なかった）が見られたので、この解消策を検討すること。
- 以上。

※なお、これは審議対象に含めませんが、ボランティアに参加してくださる方の保険料を自費負担で求めるのは、適当なのかという疑問があるので、二本の公費負担や助成についても考えていただきたく思います。

陳情第 21 号

農業者等を守る立場に立った農業・農村政策の確立を求める意見書提出について

1 提出者 11/6 ストップTPP 緊急行動・鳥取集会
実行委員長 鎌谷 一也

2 受理年月日 平成28年10月26日


別紙のとおり陳情書の提出があった。

平成28年12月12日

倉吉市議会議長 高田 周 儀

平成 28 年 10 月 25 日

各市町村長 様
〃 議長様

鳥取市若葉台南 7 丁目 2-11
11/6 ストップ TPP 緊急行動・鳥取集会
実行委員長 鎌谷 一也 
(全日本農民組合鳥取県連合会長)
0857-52-1129、090-4651-5789

意見書採択のお願い(要請) 及び
11/6 緊急集会参加の要請

地域の農業・農村を守るため、日々御奮闘されておられますこと、心より敬意を表し感謝申し上げます。

さて TPP については、大筋合意となって 1 年が過ぎ、いよいよ今国会で山場を迎えようとしています。しかし、これまで明らかになったように、米も含めて、殆どの品目が関税撤廃や大幅譲歩となっており、到底国会決議を順守したとは言い難く、まさに決議違反と言わざるを得ません。とりわけ、すべての農畜産物の自由化を前提とした TPP であり、米も例外扱いではなく、将来完全自由化に突き進むこととなります。まさに、水田の荒廃ばかりでなく、中山間地域をはじめ農村の崩壊、日本の伝統と文化の崩壊すら招くものと危惧せざるを得ません。

とりわけ、今回の SBS 問題です。安い輸入米をあたかも、影響のないごとく、価格操作をし、TPP には全く影響ないという論拠は、まさに、農家への裏切り行為でしかありません。この国の農業、食料、そして農村社会は一体どうなるのか、構造改革の名の下で、変容する農政に対し、大きな不安を覚えるとともに、将来を憂うものです。

については、地域の現状を鑑み、農業・農村再生のための取組みを強められるように要請するとともに、真に農業者や農村・地域社会を守る立場に立った農業・農村政策の確立を望み、国に対する意見書の採択を要請するものです。

11/6 緊急集会は、農業・農村の将来・ふるさとを守りたい、そして子供たちに残したい、という思いの皆様、TPP で本当に農村や地域が守れるのか、不安だ、という皆様を集集して、今の流れに少しでも竿をさしたいという行動です。できれば、農村を想う自民党保守層から、共産党まで、幅広い方々の参加を頂きたいと考えています。先日、NHK で国家と巨大企業の問題を 3 回シリーズで放映し、63 人と 32 億人の資産が同じという巨大格差、企業が国を訴えるといった、まさに TPP 後の社会を描いていました。TPP に突入する前に、今一度、しっかり日本や地域、農業、国民生活の将来を考え、踏みとどまることも必要ではないかと思えます。職員の皆様含め参加頂ければ幸いです。

